項 目 子供向けの装飾を施した電気製品と電安法上の電熱式おもちゃ及び電動式おもちゃについて

1. 内容

動物の装飾を施した調理器具といった、子供向けの電気製品を輸入して販売する 事業を計画しているのですが、デザインによっては電安法上の特定電気用品以外の 電気用品である「調理器具」ではなく、特定電気用品の「電熱式おもちゃ」の対象 となると聞きました。

どのような基準で判断すればよいのでしょうか。

2. 回答

電安法において、「電熱式おもちゃ」又は「電動式おもちゃ」を特定電気用品として定めていますが、これは、製品の安全性に対する認識が十分でなく、また、誤使用の可能性も高い子供が使用する製品である玩具については、特に安全性の確保が求められることによるものです。このような趣旨にかんがみれば、御質問のような場合、基本的には、当該製品が子供により単独で使用されるおそれがあるものであるか否かが判断の基準となると考えます。

「電気用品の範囲等の解釈について」 I 二 5 (6) 及び I 二 6 (9) に従って、「電熱式おもちゃ」及び「電動式おもちゃ」としての一般的な判断基準を、下記のとおりとしますので、これを基に判断していただきたいと考えます。

次のいずれかに該当する電熱器具又は電動力応用機械器具はそれぞれ「電熱式おもちゃ」又は「電動式おもちゃ」とする。

- (1) 子供の利用を意図したもの。
 - a 子供用の遊戯器具としての機能を有するもの。

(杤门

- ・製品の全体又は部分におままごと、知育、ゲーム等の機能が付加されているもの。
- b 製品本体、包装又は取扱説明書において、玩具と想定される表示又は説明 がなされているもの。

(例)

- ・対象年齢が14歳以下を含む子供用である旨の表示が行われているもの。
- ・製品本体または取扱説明書に「楽しく遊べる」、「遊ぶ方法」等の表示又は説明がなされているもの。
- c 玩具販売店(ネット販売を含む。)、百貨店等の玩具売場において玩具として取り扱われるような方法で販売されるもの。

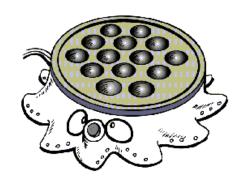
(例)

・他の玩具と一緒に並べられて販売されている場合。

(2)子供が興味を示すような人、動物、キャラクター等の縮尺模型の装飾が施された外郭を備えるもの及び人、動物、キャラクター等のシール、プリント等が器体表面の大部分(可搬型のものにあっては投影面積の1/16を超えるものをいう。)を占めるもの。 (例) ・製品にキャラクターのデザインが立体的に成型されているもの(スイッチ、つまみ又はとつ手の部分にのみ成型され、他の部分にキャラクター的装飾がない場合は除く。)。
・製品表面の投影面積の1/16を超える部分に動物のシールが貼り付けられているもの。
・製品のデザインが既に販売されている玩具と類似しているもの。

(参考図次頁以降)

(参考図)「子供が興味を示すような人、動物、キャラクター等の縮尺模型の装飾が施された外郭を備えるもの及び人、動物、キャラクター等のシール、プリント等が器体表面の大部分(可搬型のものにあっては投影面積の1/16を超えるものをいう。)を占めるもの」に係る例図



<例1>

台がたこの形に成型された電気式たこ焼き器

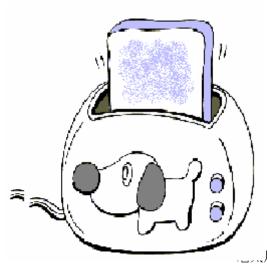
「電熱式おもちゃ」として取り扱う。



<例2>

鳥の形に成型されたドライヤー

「電動式おもちゃ」として取り扱う。

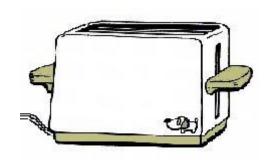


<例3>

製品表面の投影面積の1/16を超える部分に わたり動物の装飾が施されているトースター

「電熱式おもちゃ」として取り扱う。

ユ、用品安全法の解釈 - 電気用品安全法の質問について



<例4>

製品表面の投影面積の1/16以下の部分にキャラクターがプリントされているトースター

「電気トースター」として取り扱う。